

## 大分県スポンジボールテニス協会規約

### (名称及び事務局)

第1条 本会は大分県スポンジボールテニス協会（以下「本会」という）と称し、事務局を会長指定の場所に置く。

### (目的)

第2条 本会は、大分県内のスポンジボールテニス競技の普及・振興と、会員相互の交流及び競技力の向上を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポンジボールテニス競技の普及・振興に関すること。
- (2) 団体の育成強化に関すること。
- (3) 競技大会、講習会、研修会の開催に関すること。
- (4) 他団体が開催する催事への参加と協力に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項。

### (組織)

第4条 本会の会員は、大分県内のスポンジボールテニスの愛好者の団体で、本会の目的に賛同し、入会を希望する団体をもって組織する。

### (入会)

第5条 入会を希望する団体は、所定の申し込み書を提出するものとする。

- (1) 入会を希望する団体は、役員会の承認を得なければならない。
- (2) 入会を希望する団体の会員数は6人以上とし、年齢は15才以上とする。
- (3) 団体の会員は県内在住者に限るものとする。
- (4) 加入団体は、毎年年度始めに会員の更新手続きをするものとする。

### (退会)

第6条 退会する団体は、その旨を文書で届け出るものとし、既に納めた会費の返却はしない。

### (役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- |         |       |
|---------|-------|
| (1) 会 長 | 1名    |
| (2) 副会長 | 2名    |
| (3) 理 事 | 15名以内 |
| (4) 事務局 | 1名    |
| (5) 会 計 | 1名    |
| (6) 監 事 | 2名    |

### (役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会 長 本会を代表して運営を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に支障があったときは会長の仕事を代行する。

- (3) 理事 本会の運営に必要な事項を審議する。
- (4) 事務局 本会の事務を処理する。
- (5) 会計 本会の会計を処理する。
- (6) 監事 本会の会計を監査し総会で報告する。

(役員を選出)

第9条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長は理事の互選とする。
- (2) 理事は団体数に応じて各ブロックより選出する。
- (3) ブロック分けは具体実施ブロックに準ずる。
- (4) 登録団体を有するブロックより最低1名を選出するものとする。
- (5) 事務局・会計は理事の中から会長が委嘱する。
- (6) 監事は総会で選出する。

(専門部)

第10条 本会に必要なに応じて専門部を設けることができる。

- (1) 専門部は役員によって構成する。
- (2) 専門部はその担当する分野について審議し、その結果を理事会に提案する。

(代議員を選出)

第11条 本会に代議員を置く。

- (1) 代議員は加盟団体の代表者とし、総会において討議や議決に参加する。
- (2) 代議員は各加盟団体より1名選出する。

(役員任期)

第12条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 任期は4月1日から2年間とし再任は妨げない。
- (2) 任期途中で選任された役員は前任者の残任期間とする。

(会議)

第13条 本会の会議は総会、役員会とし会長が招集する。会議の議長は会長がこれを務める。

(総会)

第14条 総会は通常総会(年1回)及び臨時総会とし、臨時総会は会長が必要と認めるとき、又は役員会において過半数の要求があるときは臨時に開催することができる。

- (1) 総会は、役員及び代議員をもって構成する。
- (2) 総会は委任状を含めて2/3以上の出席者をもって成立する。
- (3) 総会は次の議案を審議し決議する。
  - ① 役員を選出に關すること。
  - ② 事業計画及び収支予算に關すること。
  - ③ 事業報告及び収支決算に關すること。
  - ④ 規約の改正に關すること。
  - ⑤ その他本会の運営に關すること重要な事項。

(役員会)

第15条 役員会は会長・副会長・理事・事務局・会計をもって組織し、本会の執行に必要な事項を審議する。

(議 決)

第16条 会議の議決は表決権を持つ出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

(会 計)

第17条 本会の経費は会費・補助金・事業収益・寄付金・その他の収入をもってあてる。

(会 費)

第18条 会費は団体会員1名当たり年間300円とする。中途加入者についても同額とする。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

附 則 この規約は平成20年11月19日制定施行する。

この規約は平成27年2月18日改正施行する。